

**協定の締結**

① 2月6日に(株)スタディスト(東京都千代田区)と、市民向けオンラインガイドなどによる市民の利便性向上を目指す「石狩市と株式会社スタディストとの窓口業務の市民満足度および生産性向上における連携協定」を締結しました。



② 2月20日に旧石狩小学校グラウンドを借用し、RVパークを開設・運営する丸正石狩設備工業(花川北1・4)と、災害時に同グラウンドを使用する際、当該会社が設置した設備を使用することに關する「災害時等における施設等の使用に關する協定」を締結しました。



**問合せ**

① 行政改革・DX推進課  
 ☎72・3159

② 危機対策課 ☎72・3190

**石狩市防災マスターの認定**

2月3日、地域防災力の向上のため、ボランティアで防災活動に取り組む「石狩市防災マスター」を新たに1人認定しました。

問合せ 危機対策課  
 ☎72・3190



**犬・猫の飼い主の皆さまへ**

○ 生後91日以上の犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています

○ プリーダーやペットショップなどで販売される犬・猫は、マイクロチップの装着が義務化されました。一般の飼い主による装着は努力義務ですが、マイクロチップが装着された犬・猫を取得した場合の変更登録は義務となります

○ 散歩の際は2m以内のリード(引

き綱)を付け、制御できる方が持ちましょう。道路や公園などで放すことは条例で禁止されています

○ 悪臭や鳴き声などで近隣に迷惑をかけるようにしましょう

○ 猫は家の中で飼いましょう

○ 野良猫への餌やりは、ふん尿被害などの原因となるのでやめましょう

問合せ 環境課 ☎72・3240

**山口斎場利用料補助制度**

火葬のために札幌市山口斎場を利用した場合、市内斎場の利用料金との差額を補助します(控え室利用料除く)。

申請方法 申請書に火葬許可証などの写し、利用料の領収書の写しを添え、火葬の日から90日以内に申請

申請・問合せ 環境課(市役所3階) ☎72・3240

**石狩市公害防止条例施行規則の改正**

工場などに設置されるボイラーの届出規模要件が変わります。

3月31日まで 伝熱面積・5㎡以上10㎡未満

4月1日から 燃料の燃焼能力・重油換算1時間当たり25ℓ以上50ℓ未満

問合せ 環境課 ☎72・3240

**令和5年度 当初予算の概要**

☎ 財政課 ☎72・3154

**義務的経費や継続的な事業などを中心とした「骨格予算」**

令和5年度は、5月に市長・市議会議員選挙を控えていることから、義務的経費や継続的な事業を中心とする「骨格予算」として編成しましたが、「災害対策」や「インフラ老朽化対策」といった生活に直結する喫緊の課題に対して迅速に対応し、市民生活や地域経済を切れ目なく下支えするために必要な経費を計上しました。

**会計別の予算**

令和4年度	一般会計 315億円	特別会計※1 141億円	企業会計※2 62億円	合計 518億円
令和5年度	一般会計 330億円	特別会計※1 136億円	企業会計※2 65億円	合計 531億円

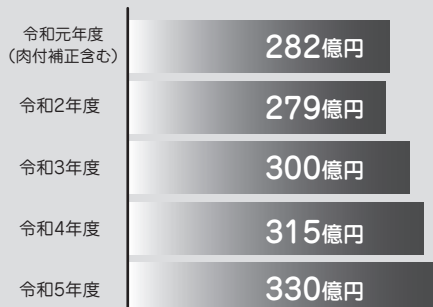
※1 特別会計:国民健康保険事業、国民健康保険診療所、後期高齢者医療、介護保険事業、介護サービス事業、個別排水処理施設整備事業の6会計

※2 企業会計:水道事業、公共下水道事業の2会計

**一般会計予算の推移(当初予算)**

一般会計の予算額は前年度比プラス4.8%

一般会計の予算額は330億円で、前年度比4.8%の増となりました。  
 また、特別会計や企業会計を加えた総額では2.5%の増となりました。



詳細は市HP「財政資料室(予算・決算)」でご覧いただけます。

## 市の相談窓口

### 人権相談

18(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)  
市役所2階  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 行政相談

20(木)13時30分～16時 市役所1階  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 弁護士無料法律相談

5(水)・19(水)13時30分～15時30分  
※当日10時までに電話申込、各4組(申込順)  
広聴・市民生活課 ☎72・3191

### 家庭生活相談と女性相談

4(火)・11(火)・18(火)10時～15時 市役所1階  
【女性限定】20(木)10時～15時 花川南コミセン  
25(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)  
※お困りの方に生理用品をお渡しします  
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区  
広聴・市民生活課 ☎72・3227

### 子ども・ひとり親相談

平日9時～17時(受付16時まで)  
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

### 住民よろず相談

火曜13時～16時(受付15時まで)  
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220  
毎月第3木曜13時～16時(受付15時まで)  
厚田保健センター ☎78・2521  
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

### ジョブガイドいしかり

平日9時30分～17時  
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)  
月・水・金曜 10時～16時(受付15時まで)  
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

### 消費生活相談

平日10時～16時  
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

### 特別支援・不登校相談

平日9時～15時45分(金曜は14時45分まで)  
教育支援課 ☎76・8000

### 65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。  
平日9時～17時  
南地域包括支援センター ☎73・2221  
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371  
北地域包括支援センター ☎75・6100  
厚田区 ☎78・1030  
浜益区 ☎79・5111

## その他の相談窓口

### 年金相談 ※窓口相談のみ

平日8時30分～17時15分  
毎月第2土曜 9時30分～16時  
街角の年金相談センター麻生  
☎0570・05・4890(予約専用)

### ひきこもりや不登校などに関する相談

平日10時～19時  
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

### 相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

19(水)13時～15時 花川北コミセン  
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558  
(電話予約をおすすめします)

### 社会保険労務士と話そう! 働き方・年金・暮らしのこと

17(月)13時～15時30分 カフェまるくる(花川3・3)  
22(土)13時～16時 浜益コミセン「きらり」  
ふなね社労士事務所 ☎080・5725・8114(電話予約も可)

## 石狩市中小企業特別融資 貸付金・利子補助金

貸付を利用する事業者には、融資利率の0.5%を利子補助します。  
新型コロナウイルスの影響で、令和4年4月～令和5年3月の任意の1カ月間の売上高が令和元年～3年の同月比で10%以上減少した場合は、利子補助率を現行の0.5%から臨時的に引き上げ、実質無利子化します。  
※複数借入れをしている場合は、件数分の申請書類が必要  
**対象** 令和5年3月までに同制度を利用した事業者  
**申込方法** 指定用紙を提出(郵送可) ※用紙は申込先、商工会議所、北商工会、市内金融機関に

あり。市HPからも入手可  
**申込期限** 14日(金)  
**申込・問合せ** 商工労働観光課(市役所3階) ☎72・3166

## 土地売買などの届出

対象となる土地の所有権売買などを行ったとき、土地の権利取得者(譲受人)は国土利用計画法に基づき契約を締結した日から2週間以内(契約締結日含む)に、市を經由して北海道への届出が必要です。

## 届出対象の土地(面積)

○市街化区域内の土地(2千㎡以上)  
○市街化調整区域内の土地(5千㎡以上)  
○右記以外の土地(1万㎡以上)

## 春の全道火災予防運動

20日(木)～30日(日)まで実施します。期間中のイベントは石狩北部地区消防事務組合HPをご確認ください。

## 問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

## 問合せ 建設総務課

☎72・3081

## 固定資産の縦覧・閲覧

固定資産税の納税者は、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。また、納税義務者などは固定資産課税台帳を期間内に限り無料で閲覧できます。※借地借家人は有料

区分	縦覧 (ほかの土地・家屋の評価額との比較ができる)		閲覧 (資産の税額などを確認できる)
	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳
記載項目	所在、地番、地目、地積、評価額	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額	土地・家屋価格等縦覧帳簿に記載の内容に加え、課税標準額など
対象	納税者		納税義務者など

### 縦覧・閲覧に必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証など)
- 本人と納税管理人以外の場合は、委任状(法人の場合は、代表者印が押印されているもの)と委任された方の本人確認書類(運転免許証など)
- 借地借家人は、賃貸借契約書、賃借料の支払いが確認できるもの(直近分)、本人確認書類(運転免許証など)

**日時** 3(月)～5/31(水)の平日8時45分～17時15分

**場所** 税務課(市役所1階15番窓口)、各支所市民福祉課

**問合せ** 税務課資産税担当

土地担当 ☎72・3120 家屋・償却担当 ☎72・6120